

こんなときは必ず 市町村担当窓口に 届出を!

こんなとき	届出に必要なもの
県外から転入したとき	●負担区分証明書等（前住所地のもの）など
県外に転出するとき	●被保険者証（資格確認書をお持ちの場合は資格確認書）
生活保護を受け始めたとき	●被保険者証（資格確認書をお持ちの場合は資格確認書） ●保護決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	●生活保護停廃止決定通知書
保険証等の再交付を受けるとき（紛失・汚損など）	●本人確認のできる書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

※上記以外のものが必要になる場合があります。市町村の担当窓口までお問合せください。

和歌山県後期高齢者医療広域連合

〒640-8137 和歌山市吹上二丁目1番22号
(日赤会館9階)

TEL.073-428-6688 FAX.073-428-6677
<https://kouiki-wakayama.jp/>

無断転載・複製禁止©

後期高齢者 医療制度の ご案内

令和
6年度版



不審電話にご注意ください

広域連合や市町村の職員が、医療費・保険料の還付手続き等について、電話により金融機関口座の残高や暗証番号を尋ねたり、ATM(現金自動預払機)での手続きをお願いするようなことは絶対にありません。

和歌山県後期高齢者医療広域連合

この冊子の内容は令和6年5月現在で作成しています。
今後、内容が変更になる場合があります。

もくじ

後期高齢者医療制度のしくみ	1
後期高齢者医療制度の対象者	2
保険証(後期高齢者医療被保険者証)	3
保険料について	4
お医者さんにかかるとき	10
医療費が高額になったとき(高額療養費の支給)	15
高額医療・高額介護合算制度	17
交通事故にあったとき	18
臓器提供の意思表示について	18
被保険者が亡くなったとき(葬祭費の支給)	19
その他の給付	19
柔道整復(接骨院／整骨院)のかかり方	20
あんま・マッサージ、はり・きゅうのかかり方	21
健康診査について	22
歯科健診について	22
給付関係の通知物について	23
特定疾病について	23
申請や届出・保険料のご相談は 市町村の窓口へ！	24
こんなときは必ず 市町村担当窓口に届出を！	裏表紙



後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療は都道府県単位で設置された広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村と協力して実施しています。

● 広域連合 (保険者)

- 保険料の決定
- 医療を受けたときの給付

などを行います。

● 市町村 (窓口業務)

- 保険料の徴収
- 申請や届出の受け付け
- 被保険者証の引き渡し

などを行います。

◆ 保険料は大切な財源です

医療にかかる費用のうち、医療機関等で支払う窓口負担を除いた費用を、公費（国・県・市町村の負担金）で約5割、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さまが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

医療にかかる費用

患者負担額（窓口負担分）

後期高齢者支援金
(現役世代の負担)

約4割

被保険者の保険料

約1割

公費

約5割

国：県：市町村
(4:1:1)

後期高齢者医療制度の対象者

①75歳以上の方全員

②65歳以上75歳未満で一定の障害があり、
申請することで広域連合の認定を受けた方

これらの方は、これまで加入していた医療保険から脱退し、後期高齢者医療制度に移行します。

※生活保護を受けている方は除きます。

※これまで加入していた医療保険で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」などをお持ちの方は、新たに手続きが必要になります。

※75歳の誕生日当日から加入します。加入についての手続きはいりません。

一定の障害とは主に下記に該当する障害等です。

証明書類	障害の等級
身体障害者手帳	1級、2級、3級と 4級の一部※
療育手帳	A1、A2
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
国民年金法等障害年金	1級、2級

※4級の一部とは、音声・言語に関する障害と下肢に関する障害の一部。

※詳しくはお住まいの市町村の担当窓口におたずねください。

上記のような障害のある方で、認定を受けようとする方は、障害の状態を明らかにするための国民年金等の証書、身体障害者手帳等と健康保険証を持って、お住まいの市町村の担当窓口で申請をしてください。

保険証(後期高齢者医療被保険者証)

令和6年12月1日までに被保険者となられた方には**一人に1枚**、被保険者証が交付されます。医療を受けるときには、病院等医療機関の窓口で提示してください。

※新たに75歳になられる方には、75歳の誕生日までにお住まいの市町村から送付されます。

令和6年12月2日から
健康保険証が廃止されます

令和6年12月2日以降に新たに資格を取得された方のうち、マイナ保険証の利用登録がされている方には「資格情報のお知らせ」を、そうでない方には保険証の代わりとして「資格確認書」を交付します。

なお、令和6年12月1日までに交付された保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。

マイナンバーカードの保険証利用について

令和3年10月から「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになっています。利用には「初回登録」が必要となります。登録は次の場所などで行えます。

- お住まいの市町村役場窓口
- セブン銀行ATM
- 顔認証付きカードリーダーのある医療機関など
- マイナポータル

※スマートフォンやパソコンからの登録となります。

保険料について

被保険者一人ひとりに、納めていただきます。

保険料は**被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」**の合計額になります。保険料率は、2年ごとに見直され、和歌山県内では均一となります。

保険料の決まり方

一人当たり
年間保険料

限度額
80万円
(73万円)

= 均等割額 +

所得割額
(賦課のもととなる所得金額)
×
所得割率

保険料率（令和6・7年度）

均等割額…… 54,428円

所得割率……… 11.04%

(軽減用所得割率…… 10.13%)

※基礎控除後の総所得金額等が58万円（年金収入のみの場合211万円）以下の方については、令和6年度に限り、軽減用所得割率を用います。※賦課限度額を段階的に引き上げます（令和6年度73万円、令和7年度80万円）。ただし、令和6年度中に75歳に到達して資格取得する方等の賦課限度額は令和6年度から80万円となります。※一人当たり年間保険料は、100円未満を切り捨てます。

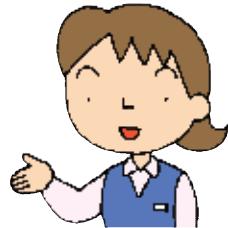
※保険料は年度（4月から翌年3月までの12か月）で計算され、年度の途中で加入された場合は加入された月から計算されます。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です。（雑損失の繰越控除分は控除されません）

被扶養者であった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険であり、市町村の国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません）の被扶養者であった方は、所得割額はかかりず、均等割額は資格取得後2年間に限り5割軽減となります。

ただし、低所得により均等割軽減の対象となる方は、軽減割合の高い方（保険料が安い方）が優先されます。



※被用者保険の被扶養者であったことの確認は、原則として被用者保険の保険者からの通知により行いますので、軽減適用が遅れる場合がありますが、保険料はさかのぼって更正されますのでご了承ください。

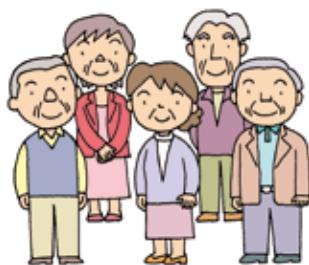
所得の低い方の軽減措置

●均等割軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者) (全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29.5万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+54.5万円×(被保険者数)以下	2割

※年金・給与所得者とは「給与専従者収入額減算後の給与収入が55万円を超える」、「65歳未満の方で公的年金等収入額が60万円を超える」、「65歳以上の方で公的年金等収入額が125万円を超える」のいずれかを満たす方です。



■年金収入のみの方の年間保険料

(一人世帯の場合の例)

(円)

年金額	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額A	所得割額B	保険料総額※ A+B
80万	7割軽減	16,328	0	16,300
160万	7割軽減	16,328	7,091	23,400
190万	5割軽減	27,214	37,481	64,600
220万	2割軽減	43,542	73,968	117,500
230万	-	54,428	85,008	139,400

※保険料総額については、100円未満切捨て

※軽減の判定は、賦課期日現在で行います。

※軽減判定の際、65歳以上の公的年金を受給されている方は、公的年金に係る所得から15万円が控除されます。

※軽減判定に用いる総所得金額等には、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。



保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方の場合は、原則として保険料は年金からの天引き（特別徴収）となります。それ以外の場合は、納付書または口座振替で個別に市町村に納めていただきます（普通徴収）。また、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きの対象となりません。



資格を取得された年度などは、すぐに特別徴収にならないので、最初は普通徴収の方法により納めていただくことになります。納入通知書が届いたとき、ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村の窓口にお問合せください(P24～P25のお問合せ先参照)。

年金からの天引きの方でも、口座振替に変更ができます

年金からの天引きで保険料を納める方でも、口座振替に変更することができます（滞納があった場合などは、別途相談となることがあります）。

口座振替に変更すると、その社会保険料控除は口座の名義人に適用されます。口座振替でのお支払いを希望されるときは、お住まいの市町村にお問合せのうえ、手続きをしてください (P24～P25のお問合せ先参照)。

保険料を滞納したとき

特別な理由がなく保険料を滞納したときには、通常の被保険者証より有効期間の短い被保険者証が交付されることがあります。

また、特別な理由がなく滞納が1年以上続いた場合には被保険者証の返還を求められ、資格証明書が交付されることもあります。資格証明書でお医者さんにかかるときには、医療費がいったん全額自己負担になります。

このようにならないよう、保険料は納期内にきちんと納めるようにしましょう。

保険料や一部負担金の減免制度

災害などにより重大な損害を受けたときやその他特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料や医療機関での一部負担金を支払うことが困難な方については、申請により減免される制度があります。

詳しくは、お住まいの市町村または広域連合までお問合せください。

お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときには、被保険者証（令和6年12月2日以降に資格取得された方は「マイナ保険証」または「資格確認書」）を窓口に提示してください。窓口で支払う自己負担割合は、被保険者証（令和6年12月2日以降に資格取得された方は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」）に記載されていますのでご確認ください。

医療費の自己負担割合

1割

一般 I

低所得者 II

低所得者 I

2割

一般 II

3割

現役並み所得者 III
現役並み所得者 II
現役並み所得者 I

※自己負担割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は、前年（1～7月は前々年）の所得状況に応じて毎年（8月1日から翌年7月31日まで）判定をします。

ただし、判定後に所得更正（修正）があった場合は、8月にさかのぼって再判定を行います。

※世帯構成の変更があったときは、隨時再判定を行い、割合が変わることがあります。割合が変わる場合は、原則として、異動のあった翌月から適用されます。

※再判定により自己負担割合が変更となった場合は、新しい被保険者証（令和6年12月2日以降は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」）を交付します。

所得区分

現役並み所得者

住民税の課税所得額（各種控除後）が145万円以上ある方や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者は以下のようになります。

住民税 課税所得	690万円以上	現役並み所得者 III（現役 III）
	380万円以上	現役並み所得者 II（現役 II）
	145万円以上	現役並み所得者 I（現役 I）

ただし、被保険者が2人以上の場合、その収入合計額が520万円未満、1人の場合383万円未満の方は、お住まいの市町村の担当窓口に申請することにより「1割」または「2割」負担になります。

※現役並み所得の被保険者（世帯にほかの被保険者がいない場合に限る）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の方も含めた収入合計額が520万円未満の方も、申請により「1割」または「2割」負担になります。

※平成27年1月1日から、昭和20年1月2日以降生まれの方は、住民税の課税所得額が145万円以上であっても、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下であれば、「1割」または「2割」負担となります。（同じ世帯にいる被保険者も含みます。）

一般 II

住民税の課税所得額が28万円以上で、かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が200万円（被保険者が2人以上の場合は320万円）以上の方や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者

一般 I

現役並み所得者、一般 II、低所得者 II、低所得者 I 以外の方

低所得者 II（区分 II）

世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者 I 以外の方）

低所得者 I（区分 I）

世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方および老齢福祉年金受給者

※その他条件により所得区分が変わることがあります。詳しくは、お住まいの市町村窓口でおたずねください。

医療費の自己負担割合の判定のながれ

ここで「被保険者」は、後期高齢者医療制度に加入している方を指します。

スタート

あなたを含め、同じ世帯にいる被保険者で、住民税課税所得が一番高い方の額はいくらですか？（※注1）
 ①145万円以上（※注2）
 ②28万円以上～145万円未満
 ③28万円未満

あなたを含め、同じ世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいますか？
 ①いる ②いない

世帯に被保険者は何人いますか？
 ①1人
 ②2人以上

世帯に被保険者は何人いますか？
 ①1人
 ②2人以上

被保険者全員の賦課のもととなる所得金額の合計額はいくらですか？
 ①210万円より上
 ②210万円以下

あなたの前年の収入額はいくらですか？
 ①383万円以上
 ②383万円未満

被保険者全員の前年の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計額はいくらですか？
 ①320万円以上
 ②320万円未満

被保険者全員の前年の収入額の合計額はいくらですか？
 ①520万円以上
 ②520万円未満

同じ世帯に70歳から74歳までの方がいますか？
 ①いる
 ②いない

1割負担

3割負担

あなたの前年の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計額はいくらですか？
 ①200万円以上
 ②200万円未満

2割負担

※注1 住民税非課税世帯は1割負担

※注2 住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合、1割または2割負担となるには申請が必要となる場合があります（お住まいの市町村から申請書が送付されます）。

お医者さんにかかるとき

■入院したときの食事代（入院時食事療養費）

所得区分	1食当たり
現役並み所得者、一般 I・II	490円 ^(注)
低所得者 II (区分 II) 90日までの入院 過去12か月で90日を超える入院（適用には申請が必要です。）	230円 180円
低所得者 I (区分 I)	110円

(注)指定難病の方は280円。平成28年3月31において、1年以上継続して精神病床に入院していた方で、平成28年4月1日以降引き続き入院している方は260円。

■療養病床に入院したときの食事代・居住費（入院時生活療養費）

下記（入院医療の必要性の高い方、指定難病の方）以外の方

所得区分	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)
現役並み所得者 一般 I・II	490円 ^(注)	
低所得者 II (区分 II)	230円	370円
低所得者 I (区分 I)	140円	
老齢福祉年金受給者 境界層該当者	110円	0円

入院医療の必要性の高い方（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な方）、指定難病の方

所得区分	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)
現役並み所得者 一般 I・II	490円 ^(注) (指定難病の方は280円)	
低所得者 II (区分 II) 90日までの入院 過去12か月で90日を超える入院（適用には申請が必要です。）	230円 180円	370円 (指定難病の方は0円)
低所得者 I (区分 I)	110円	0円

(注)医療機関の施設基準等により、450円の場合もあります。

医療費が高額になったとき(高額療養費の支給)

1か月(同じ月内)にかかった保険適用となる医療費の自己負担額が、定められた限度額(16ページ参照)を超えた場合、限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。

該当する方には申請書が送付されますので、市町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。なお、手続きは初回のみで、以後、高額療養費が発生すれば、初回に登録していただいた口座に自動的に振り込まれます。振込先口座の変更を希望される場合は、再度申請してください。

低所得者区分の方および現役並み所得者区分の方で、課税所得690万円未満の方については、市町村の後期高齢者医療担当窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の交付申請を行うと、それぞれ認定証が交付されます。

(16ページの所得区分が一般 I・IIまたは現役並み所得者 IIIの方は申請不要です。)

認定証を受診時に医療機関で提示すると、医療機関の窓口での支払いが、それぞれの区分の上限額までにとどめることができます。

認定証を提示できなかった場合、低所得者の方は一般 I・IIの区分、現役並み所得者の方は現役並み所得者 IIIの区分での支払いとなります。なお、高額療養費として差額が支給されます。

令和6年12月2日から「減額認定証」や「限度額適用認定証」は廃止されます。マイナ保険証を利用すれば、高額療養費制度における限度額までに支払いをとどめることができます。なお、マイナ保険証が利用できないなどの方は市町村で申請いただくと「資格確認書」に負担区分が併記できます。

「減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」と「限度額認定証(限度額適用認定証)」の更新について

前年度に減額認定証の交付を受けていた方が、8月の定期更新時に、適用区分が【区分I・区分II】に該当した場合は、再申請しなくとも令和6年8月からの減額認定証を交付します。また同様に限度額認定証の交付を受けていた方が、【現役I・現役II】の適用区分に該当した場合は、再申請しなくとも令和6年8月からの限度額認定証を交付します。

※被保険者証とは別に郵送させていただきます。

医療費が高額になったとき

■高額療養費の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来(個人)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)
現役並み所得者Ⅲ	25万2,600円+ (医療費-84万2,000円)×1% <14万100円>(注)	
現役並み所得者Ⅱ (現役Ⅱ)	16万7,400円+ (医療費-55万8,000円)×1% <9万3,000円>(注)	
現役並み所得者Ⅰ (現役Ⅰ)	8万100円+ (医療費-26万7,000円)×1% <4万4,400円>(注)	
一般Ⅰ・Ⅱ	1万8,000円 (年間14万4,000円上限)	5万7,600円 <4万4,400円>(注)
低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)		1万5,000円

支給が受けられるのは

- 同じ月に一人の方が外来で支払った負担額が「外来の限度額」を超えたときに支給が受けられます。
- 「外来+入院の限度額」は、「外来の限度額」を個人ごとに適用した後に適用します。

(注) 過去12か月以内に、高額療養費の支給を3回以上受けている場合は、4回目以降の限度額が()内の額となります。

※2割負担に伴う配慮措置について

2割負担となる方について、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、1か月の外来の医療費(入院の医療費は対象外)を1割負担+3,000円までに抑えます(1か月3,000円ではありません)。

例えば、1割負担で5,000円の場合、2割負担になると10,000円となるところ、8,000円(1割負担+3,000円)に抑えます。なお複数の医療機関・薬局の場合はいったん合計10,000円をご負担いただき、高額療養費として2,000円を後日払い戻す方法となります。

高額医療・高額介護合算制度

介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったときは、定められた限度額を超えた額が申請により「高額介護合算療養費」として支給されます。

■合算する場合の限度額（年額）

(毎年8月から翌年7月末までの間が対象となります。)

所得区分	年間の自己負担限度額 (後期高齢者医療+介護保険)
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ (現役Ⅱ)	141万円
現役並み所得者Ⅰ (現役Ⅰ)	67万円
一般Ⅰ・Ⅱ	56万円
低所得者Ⅱ (区分Ⅰ)	31万円
低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)	19万円

※自己負担限度額には、食事代、差額ベッド代、その他保険適用外の支払額は含みません。また、高額療養費が支給された場合は、その額を差し引いた額になります。

※自己負担額から限度額を差し引いたとき、その超過額が500円を超える場合に限り支給されます。

交通事故にあったとき

必ず市町村の担当窓口に届出を

被保険者証、印かん、事故証明書を持つて、市町村の担当窓口で「第三者行為による傷病届」の手続きをしてください。

交通事故など第三者の行為によって病気やけをした場合でも、届出により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。この場合、広域連合が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると後期高齢者医療制度が使えなくなることがあります。

なお、交通事故等による病気やけがかどうか、広域連合から調査表が届くことがありますので、回答にご協力をお願いいたします。

示談の前に広域連合へ必ずご相談ください。

臓器提供の意思表示について(記入は自由です)

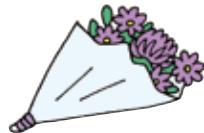
健康保険法施行規則等の一部改正により、被保険者証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられています。意思表示欄につきまして、ご不明な点などございましたら、広域連合またはお住まいの各市町村担当課までお問合せください。



被保険者が亡くなったとき(葬祭費の支給)

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に対して申請により葬祭費が支給されます。

葬祭費の額 30,000円



その他の給付

医師の指示で訪問看護を受ける場合も、1割(一般Ⅱの方は2割、現役並み所得者は3割)の自己負担額で利用できます。



疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により必要な治療を受けるために、緊急的にやむをえず医療機関に移送され、広域連合がこれを認めた場合に限り移送費が支給されます。

やむをえず全額自己負担したとき (療養費の支給)

次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により支払った費用の一部について払い戻しが受けられます。

- 旅行中などに、急病等でやむをえず被保険者証(令和6年12月2日以降に資格取得された方はマイナ保険証または資格確認書)を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットやギプスなどの補装具をつくったとき
- 海外に渡航中、治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)

柔道整復(接骨院／整骨院)のかかり方

健康保険を使って柔道整復師にかかるとき

- 骨・筋肉・関節のケガなどで、その負傷原因がはっきりしているとき
- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲および捻挫（いわゆる肉離れを含む。）と診断または判断され、施術を受けたとき（骨折および脱臼については応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。）
- 健康保険の対象にならない場合もありますので、**負傷の原因**（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確にきちんと伝えてください。
- 一部負担金の値引きなどは認められておらず、領収書も無償で交付することとされています。領収書は必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額の確認をしてください。

注意 健康保険が使えないもの

- 疲労性・慢性的な要因からくる（単なる）肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などを治療中のもの

施術内容などについて、広域連合からお尋ねする場合があります。なお、令和4年6月以降、次のように施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる患者は、受領委任の取扱いを中止し、施術料金を全額お支払いいただき、改めて広域連合に療養費を請求する取扱い（償還払い）に変更となる場合がありますのでご注意ください。

受領委任の取り扱いを中止し、 償還払いに変更となる事例

- ・ 柔道整復師が自身に対して施術している場合（自己施術）
- ・ 柔道整復師が自分の家族や関連施術所の従業員や開設者等に繰り返し施術している場合（自家施術）
- ・ 広域連合から、適切な時期に分かりやすい内容で照会を繰り返し行っても回答しない患者
- ・ 複数の施術所で同じ部位の施術を重複して受けている患者

あんま・マッサージ、はり・きゅうのかかり方

健康保険を使って治療を受けるには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。継続して施術を受けるには、定期的に医師の同意が必要です。

健康保険が使えるあんま・マッサージ

筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

注意 健康保険が使えないもの

- 単に疲労回復や慰安を目的としたもの
- 疾病予防のため

健康保険が使えるはり・きゅう

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛みを主な症状とする疾患

注意 健康保険が使えないもの

- 保険医療機関（病院・診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている場合
- 単に疲労回復や慰安を目的としたもの
- 疾病予防のため

自宅への往療に係る往療料は、負傷や疾病を原因として外出ができないなどの場合に限って保険の対象となります。施術所へ赴くのが面倒、交通手段がない、歩くのがしんどいなどの理由では対象となりません。

領収書は必ずもらいましょう。また医療費通知が届いたときは金額を確認してください。

申請書の代理人委任欄の申請者は、ご本人が署名する必要があります。なお、やむを得ない理由がある場合は、施術者やご家族などに依頼して代理で記入してもらい、押印してください。

健康診査について

糖尿病や高血圧性疾患など生活習慣病の早期発見・治療、フレイル（※）の予防をしていただくために、年1回健康診査を受けましょう。

※フレイルとは、加齢にともない心身の機能が低下した状態をいいます。

■対象者 被保険者の方（長期入院者、施設入所者を除く）

- 問診、計測、診察
- 血液検査 ●尿検査

無料

6月1日～2月28日

（年1回健康診査を受診できます。）



歯科健診について

歯（義歯）や口腔内の健康をチェックしてフレイルなどを防ぎましょう。

■対象者 令和6年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者の方（長期入院者、施設入所者を除く）

●問診

●口腔内診査

歯（義歯）の状態、歯周組織の状況、咬合（かみ合わせ）の状態、口腔衛生状況、口腔乾燥、粘膜の異常

●口腔機能検査

かむ能力、舌機能、飲み込む力

無料

6月1日～2月28日

（年1回歯科健診を受診できます。）

■自己負担金
■健診期間



※対象となる方には、受診票・問診票を送付します。

給付関係の通知物について

広域連合では、次のような給付関係の通知物（お知らせ）をお送りしています。

◆医療費通知

どれだけ医療機関等を利用したかを確認していただくため、2月中旬に、前年1月～12月の医療費をお知らせします。

なお、お届けした医療費通知は、医療機関等からの請求遅れ等により記載されていない場合もありますので、医療費通知を確定申告の医療費控除にご利用の際は、念のため通知内容をご確認いただき、未記載の場合は領収書により確定申告してください。

◆ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同等の治療効果があり、多くの場合、お薬代の軽減につながります。広域連合では、現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担が一定額以上の軽減が見込まれる方に、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせをお送りしています。

特定疾病について

●厚生労働大臣が指定する特定疾病

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

●特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合、同一月に同一医療機関等での自己負担限度額（月額）は、10,000円です。

「特定疾病療養受領証」が必要になりますので、市町村の担当窓口に申請してください。

申請や届出・保険料の

ご相談は市町村の窓口へ!

申請や届出の受付・保険料に関するご相談などの

窓口業務はお住まいの市町村が行います。

●和歌山県内の市町村の問合せ先一覧

市町村担当課・係	電話番号	市町村担当課・係	電話番号
和歌山市 保険総務課	直通 073-435-1062	有田川町 住民課	直通 0737-22-3271
海南市 保険年金課	代表 073-482-4111	美浜町 かがやく長寿課	直通 0738-23-4950
橋本市 保険年金課 高齢医療係	直通 0736-33-1273	日高町 いきいき長寿課	直通 0738-63-3807
有田市 保険年金課	代表 0737-83-1111	由良町 住民福祉課	直通 0738-65-0201
御坊市 国保年金課	直通 0738-23-5530	印南町 住民福祉課 保険医療係	直通 0738-42-1738
田辺市 保険課 医療係	直通 0739-26-9926	みなべ町 住民福祉課	直通 0739-72-2161
新宮市 市民窓口課 保険年金係	直通 0735-23-3347	日高川町 保健福祉課	直通 0738-22-9041
紀の川市 国保年金課	代表 0736-77-2511	白浜町 住民保健課 医療保険係	直通 0739-43-6585
岩出市 保険介護課	代表 0736-62-2141	上富田町 住民課 保険班	直通 0739-34-2372
紀美野町 住民課	直通 073-489-5903	すさみ町 住民生活課	直通 0739-55-4804
かつらぎ町 健康推進課 保険年金係	代表 0736-22-0300	那智勝浦町 住民課 保険年金係	直通 0735-52-0558
九度山町 住民課	代表 0736-54-2019	太地町 住民福祉課	代表 0735-59-2335
高野町 住民健康課 保健衛生係	代表 0736-56-5600	古座川町 住民生活課	直通 0735-67-7900
湯浅町 健康推進課 国保年金係	直通 0737-65-3008	北山村 住民福祉課	代表 0735-49-2331
広川町 保健福祉課	直通 0737-23-7724	串本町 住民課	直通 0735-62-0561